

鳥取県地域活動応援事業費補助金実施要領

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県地域活動応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

県内地域において、安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた取組等を行う団体、NPO等を支援することにより、県内地域の安心や活力の創出を図るとともに、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大により、将来的な移住者の裾野の拡大につなげることを目的とする。

第3 事業の内容

対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。

- (1) 県内地域の安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた活動等の地域の課題解決に取り組む事業であること。
- (2) 事業を行う地域の関係者（地域コミュニティ、地域活動団体、市町村等）から、実施について理解を得ている取組であり、事業成果を関係者へ報告すること。
- (3) 宗教的又は政治的意図を有する事業でないこと。
- (3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
- (4) 国又は県から他の補助金等の交付を受けている事業でないこと。

第4 事業実施主体

- (1) 本事業の事業実施主体は、事業を行う地域外に所在する個人、団体、NPO（法人格の有無を問わない）、その他任意組織（学生グループ、地域住民組織など）とする。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体、実体のない団体は対象としない。

第5 事業の実施手続き

1 本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

(1) 交付申請

ア 事業実施主体は、交付申請書（規則様式第1号）を作成し、事業計画書（要綱様式第1号）及び収支予算書（要綱様式第2号）とともに、別表に掲げる宛先（以下「所長等」という。）に、要綱第5条で定める提出期限までに提出するものとする。

イ 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、規則第6条及び要綱第7条の規定により事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第3号）を行うとともに、市町長に対して写しを送付するものとする。

(2) 実績報告

ア 事業実施主体は、実績報告書（規則様式第3号）を作成し、事業報告書（要綱様式第1号）及び収支決算書（要綱様式第2号）とともに、所長等に提出するものとする。

イ 所長等は、市町長の協力を得ながら報告の内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に額の確定通知を行うとともに、市町長に対して写しを送付するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 地 区	2 該当市町	3 宛 先	4 提出先
東 部	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	鳥取県東部地域振興事務所長	東部振興課
中 部	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	鳥取県中部総合事務所長	地域振興局
西 部	米子市、大山町、南部町、伯耆町	鳥取県西部総合事務所長	地域振興局
日 野	日南町、日野町、江府町	鳥取県西部総合事務所日野地域振興センター所長	日野振興センター

※県と連携協定を締結し、かつ、サテライト拠点を設置した県外大学が事業実施主体となる場合、宛先

は「鳥取県知事」と、提出先は「ふるさと人口政策課」とする。